

改正

平成18年5月23日規則第22号

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(有料施設の利用期間)

第3条 西海市伊佐ノ浦公園（以下「公園」という。）の利用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 指定管理者は、有料施設の管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用期間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 利用の許可を受けようとする者は、伊佐ノ浦コテージ等宿泊カード（様式第1号）を、他の施設を利用する場合は交流センター等利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、利用の許可をするときは、伊佐ノ浦コテージ等利用許可書（様式第3号）又は交流センター等利用許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、第4条の申請を受けた場合において、施設管理上必要があると認めるときは、許可しないものとする。

(利用料金の納付時期及び方法)

第7条 第5条の規定により許可を受けた者は、有料施設を利用した後、条例第8条第2項の利用料金を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金は、現金で納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日規則第22号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊佐ノ浦コテージ等宿泊カード

西海市伊佐ノ浦公園指定管理者 様

申請者 住 所 _____
 フリガナ _____
 代表者名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり、伊佐ノ浦コテージ等を利用したいので申し込みます。

年 月 日

※太枠の部分をお書きください。

E-mail アドレス	E-mail :
携帯電話	0 0— —
宿 泊 棟	コテージ さくら つつじ もくせい もみじ つばき くろがねもち ひのき バンガロー メジロ ウグイス ヒバリ ホオジロ カワセミ ヒヨドリ
宿泊人数	人
宿 泊 日	年 月 日～ 月 日(日間)
料 金 明 細	
宿泊料金	
管理費	
電話代	
その他	
小 計	
消 費 税	
合 計	
1 西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例、西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例施行規則及び係員の指示事項をお守りください。 2 利用後は、ゴミ・残飯は指定の場所に置いてください。 3 施設及び備品を破損し、又は亡失した場合は、実費弁償を請求することがあります。 4 施設内での事故、盗難等その他のトラブルには一切の責任を負いかねます。 5 当該施設の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しません。 6 施設利用の許可をした後、その利用が5に該当することが判明した場合でその組織の利益となると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。この場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めは、施設管理者は負いません。	

交流センター等利用許可申請書

年 月 日

西海市伊佐ノ浦公園指定管理者

様

住 所

申請者 名 称

氏 名



（団体等の場合は名称及び代表者名）

下記のとおり、交流センター等の利用について申請します。ただし、火災予防に注意し、ごみ類はすべて持ち帰ることを約束します。

記

施設区分	① 伊佐ノ浦体験交流センター ② 伊佐ノ浦交流館						
利用責任者 住所・氏名	住所 氏名		電話() —				
利用日時	自:	年	月	日(曜日)	時から	(日間)	
	至:	年	月	日(曜日)	時まで		
利用目的							
利用人員	区分	未就学児	小学生	中学生	左以外 の者	計	備 考
	男						
	女						
	計						
※利用料金	小学生及び中学生			人	円		
	上記以外の者 (未就学児を除く。)			人	円		
	計			人	円		
利用料金の 減免理由							

※印の欄は記入しないでください。

伊佐ノ浦コテージ等利用許可書

申請者 住所 _____

フリガナ
代表者名 _____ 様

下記のとおり、コテージ等施設の利用を許可します。

西海市伊佐ノ浦公園指定管理者 印

※太枠の部分をお書きください。

E-mail アドレス	E-mail :
携帯電話	0 0— —
宿 泊 棟	コテージ さくら つつじ もくせい もみじ つばき くろがねもち ひのき バンガロー メジロ ウグイス ヒバリ ホオジロ カリセミ ヒヨドリ
宿 泊 人 数	人
宿 泊 日	年 月 日～ 月 日（ 日間）
料 金 明 細	
宿 泊 料 金	
管 理 費	
電 話 代	
そ の 他	
小 計	
消 費 税	
合 計	
1 西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例、西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例施行規則及び係員の指示事項をお守りください。 2 利用後は、ゴミ・残飯は指定の場所に置いてください。 3 施設及び備品を破損し、又は亡失した場合は、実費弁償を請求することがあります。 4 施設内での事故、盗難等その他のトラブルには一切の責任を負いかねます。 5 当該施設の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたときは、当該利用を許可しません。 6 施設利用の許可をした後、その利用が5に該当することが判明した場合でその組織の利益となると認められたときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。この場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めは、施設管理者は負いません。	

交流センター等利用許可書

年 月 日

団体名()

代表者 _____ 様

西海市伊佐ノ浦公園指定管理者

印

施設の利用について、次のとおり許可します。

記

施設区分	① 伊佐ノ浦体験交流センター ② 伊佐ノ浦交流館						
利用日時	自： 年 月 日(曜日) 時から 至： 年 月 日(曜日) 時まで (日間)						
利用目的							
利用人員	区分	未就学児	小学生	中学生	左以外の者	計	備考
	男						
	女						
	計						
種別							
※利用料金	小学生及び中学生			人	円		
	上記以外の者 (未就学児を除く。)			人	円		
	計			人	円		
利用料金の 減免理由							

※ 裏面の注意事項をよく読み、管理員の指示に従ってください。

施設利用上の注意

ボート・釣り・キャンプでの利用の方については、確実に体験交流センター受付にて利用内容を確認の上御利用ください。

- 1 利用者は、許可を受けた目的以外に利用しないでください。
- 2 許可した期日及び時間を厳守してください。
- 3 公園内には、危険物等は、持ち込まないようにお願いします。
- 4 施設又は備品等を汚損しないでください。
- 5 利用後は必ず清掃し、備品とともに管理者に返品してください。
- 6 施設等の物件を損傷し又は亡失した場合は実費を申し受ける場合もありますので注意してください。
- 7 施設内及び公園内でキャンプ利用の方は受付にて利用許可を受けてから御利用してください。(テント・タープ・デイキャンプ等)
- 8 キャンプ(テント等)の宿泊翌日に帰宅する場合は、翌日の正午には、テント及びタープを撤去していただきますようよろしくお願いいたします。
- 9 施設及び公園内利用者は、いかなる場合であっても自分が出したゴミは持ち帰ってください。
- 10 シャワーの利用は、受付時に利用時間等を管理者へ報告してください。(受付予約時間AM 8 : 30 ~ PM 17 : 00)
- 11 体験交流センター内に宿泊される方々は、消灯時間(22 : 00)を守ってください。(大人子供関係なく守ってください。)
- 12 施設内での直火や花火及びたき火等は禁止しております。
(火を使う場合は、管理者に報告・許可を願う。)
- 13 施設内でお酒等を飲んだ場合は、飲酒運転などはしないでください。
- 14 わからないことなどがありましたら、管理者に必ず聴いてから行動するようにお願いします。